ベンチャークラブちば

令和5年度ビジネスプラン発表会

募集要領

1 事業の目的

本事業は優れた新技術(商品)開発や役務(サービス)の提供、或いは新たなビジネスモデルの構築等に取り組むベンチャー企業のビジネスプランを評価するとともに、ベンチャーキャピタルや金融機関等とのビジネスマッチングを図りながら事業化や資金調達、販路拡大等を支援することを目的とする。

2 対象者

対象者は、次の(1)、(2) 又は(3) のいずれかに該当すること。また、(1) 又は(3) に該当する者については、次の(ア) \sim (オ) の要件を満たすこと。

- (1) 創業から10年以内で、千葉県内に事業所を置く者とする(令和5年6月末現在)。
 - (*法人として登記した日や開業を届け出た日から10年以内でも、10年を超えて現在の事業を行っていたことが確認された場合は、創業から10年を超える者とみなします。)
- (2) 千葉県内において半年以内に創業を予定する者とする(令和5年6月末現在)。
 - (*本年12月末日までに、法人として登記または開業の届け出を行うことが条件となります。)
- (3) 第二創業者

第二創業者とは、既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において、新事業・新分野に 進出するか、または業態を転換して5年以内の者とする(令和5年6月末現在)。

- (*第二創業の起点については、決算書類、会社案内、製品カタログ等によって総合的に判断する。それらの書類を添付のこと。)
- (ア)株式公開会社でないこと、又は株式公開会社からの出資が2分の1以上でないこと。
- (イ) 原則として、中小企業支援法第2条に規定する中小企業者若しくは中小企業相当の農業法人(農地所有適格法人、農事組合法人等)であること。(但し、以下のいずれかに該当する中小企業者は除く。)
 - ①発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ②発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (ウ) 新技術(商品) 開発や役務の提供、新たなビジネスモデル等により創造的・革新的な 経営を行う者
- (エ) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと(募集要領別紙のとおり)。

- (オ) 当ビジネスプラン発表会において、過去に大賞または準大賞(25年度審査員特別賞含む)を受賞していない者
- 3 募集期間

令和5年7月3日(月)~令和5年8月31日(木)

4 提出書類

- (1) 令和5年度ベンチャークラブちばビジネスプラン発表会応募(様式第1-1)
- (2) ビジネスプラン概要(様式第1-2(ワード))(パワーポイント提出も可とする。表示内容は様式第1-2の内容と同等とする。)
- (3) 第二創業の概要申し立て(様式第1-3:第二創業者のみ/*第二創業の起点については、 決算書類、会社案内、製品カタログ等によって総合的に判断する。それらの書類を添付のこ と。)
- (4)誓約書(様式第2)
- (5)役員等名簿(様式第3)
- (6) 株主一覧表(様式第4)
- (7)履歴事項全部証明書
- (8) 直近2か年の決算書
 - ※創業2年未満の方については、直近1か年の決算書で可。創業1年未満の方については、 試算表、売上表等経営の状況がわかる資料を提出してください。
- (9) 会社案内(パンフレット)等

なお、(2) については紙媒体と CD-ROM(ワード形式またはパワーポイント形式で 保存) の両方でご提出ください。提出いただいた書類は返却しません。また、応募資格を確認するため、誓約書と役員等名簿を千葉県及び千葉県警察本部に提供することがあります。必要に応じて、現地訪問をさせていただくことがあります。

5 発表企業数

5社

6 発表者の選定方法

第1次審査 書類選考 第2次審査 プレゼンテーション

7 評価項目

- (1) 新規性:事業計画の内容に新規性や独自性が認められるか。
- (2) 市場性:技術、アイデア等が市場のニーズに合致しているか。一定規模の市場はあるか。

- (3) 成長性:成長が期待できるか。
- (4)優位性:技術、アイデア等に競争力・優位性はあるか。
- (5) 実現可能性: ビジネスプランを実現するための体制(外部機関を含む)や能力を有しているか。

8 ビジネスプラン発表会

第2次審査を通過した5社がビジネスプランの発表を行い、会場での審査によりベンチャークラブちば大賞等を決定します。なお、第2次審査の結果、上位5社に選定されなかった企業の中から1社を、「ベンチャースピリッツ賞」受賞企業として選定します。ベンチャースピリッツ賞の評価の視点は下記のとおりです。

- 創業年数
 - →原則として、創業から3年以内の者及び半年以内に創業を予定している者とする。(令和 5年6月末現在)
- ・成長性
- ・経営者の熱意や事業にかける思い
 - →プレゼンテーション、事業コンセプト、企業理念等から評価する。
- (1) 開催時期 令和6年2月2日(金)
- (2)場所 ホテルグリーンタワー幕張(千葉市美浜区ひび野 2-10-3/JR 京葉線 「海浜幕張」下車徒歩3分)
- (3) 発表時間 1社 20分(プレゼンテーション15分、質疑応答5分)
- (4) 表彰等
 - ① ベンチャークラブちば大賞 賞金 50万円(1社)
 - ② ベンチャークラブちば準大賞 賞金 20万円(1社)
 - ③ 優秀賞 賞金 5万円(3社)
 - ④ ベンチャースピリッツ賞 大企業経営での経験と実績の豊富な複数のメンター によるメンタリングの実施(無償)(1社)
- (5) その他

発表した内容についてはホームページ等で公表します。

9 応募から発表会までのスケジュール

7月3日(月)~8月31日(木)受付10月下旬第1次審査(書類審査)11月下旬第2次審査(プレゼンテーション)2月2日(金)ビジネスプラン発表会

10 お申込み・お問い合わせ

ベンチャークラブちば事務局

公益財団法人千葉県産業振興センター

新事業支援部 産学連携推進室 担当:秦、早川

〒273-0864 船橋市北本町1-17-25 ベンチャープラザ船橋1階

TEL 047-426-9200 FAX 047-426-9044

別紙(募集要領「2 対象者(エ)」関係)

暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次の1~3のいずれかに該当する者(法人その他の団体にあっては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)が次の1~3のいずれかに該当する者)をいいます。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号 に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 2 次のいずれかに該当する行為(ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行と してするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該 行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
 - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下 「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
 - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力 団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の 供与又はこれらに準ずる行為
 - ハ 請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあっては、 その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 3 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者